

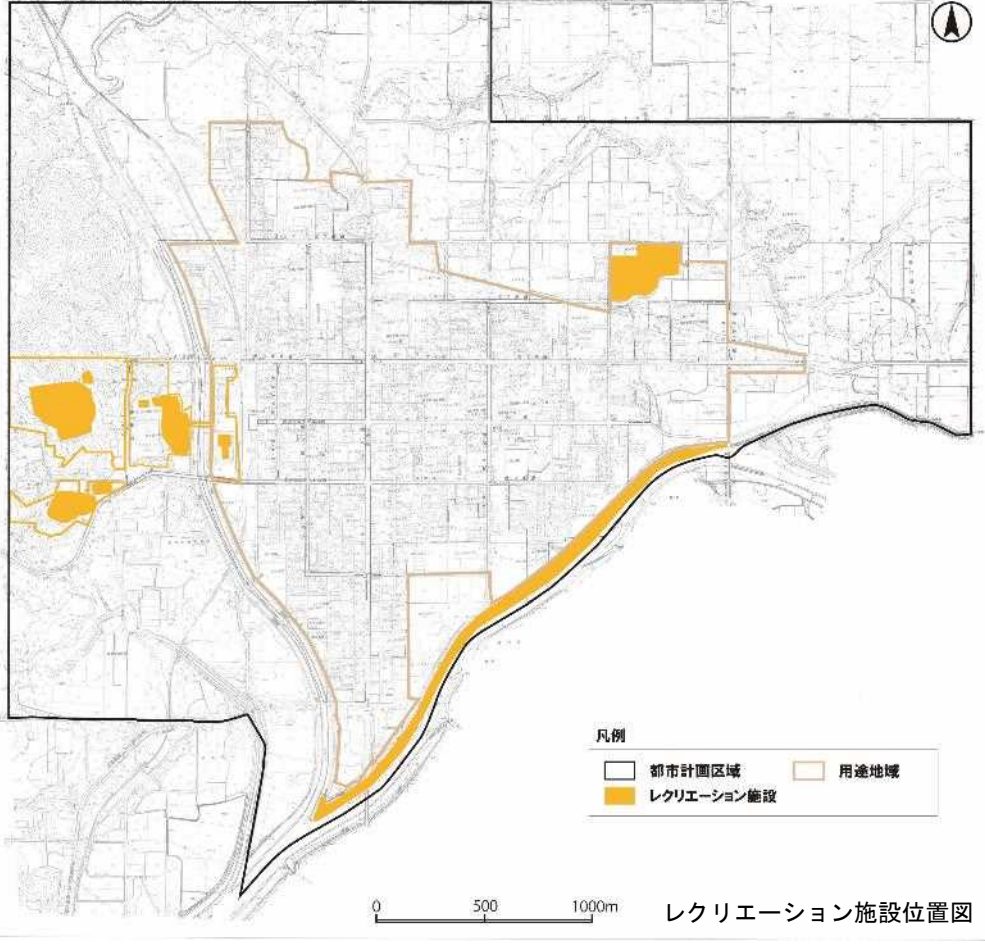
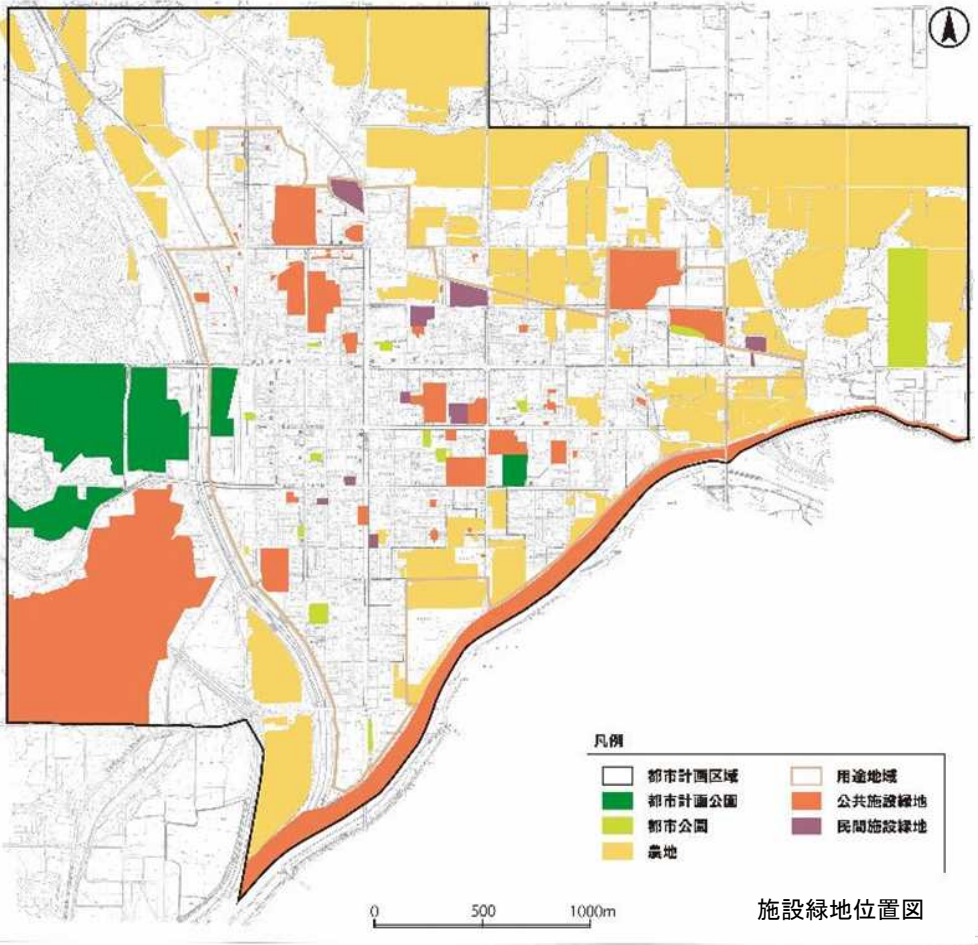
1. 緑の現状・課題

(1) 緑の現状

1) 施設緑地

- ・本計画対象区域内における施設緑地は、都市計画公園及び都市公園、公共空地や公共公益施設の植栽地を指す公共施設緑地のほか、民間施設緑地が対象。
- ・これらを合わせた施設緑地は、用途地域面積に対して118.1ha(29.0%)、都市計画区域面積に対しては、374.5ha(32.8%)の緑地量となっている。
- ・倶知安町の都市公園は、都市計画区域内に大小13箇所あり、そのうち2か所が都市計画決定を受けている。平成9年の百年の森公園(用途地域内では、平成8年の中央公園)以降、新たな設置はない。
- ・都市公園内の老朽化している遊具・施設については、「倶知安町公園施設町長寿命化計画」に基づき、必要に応じて撤去または更新をしている。

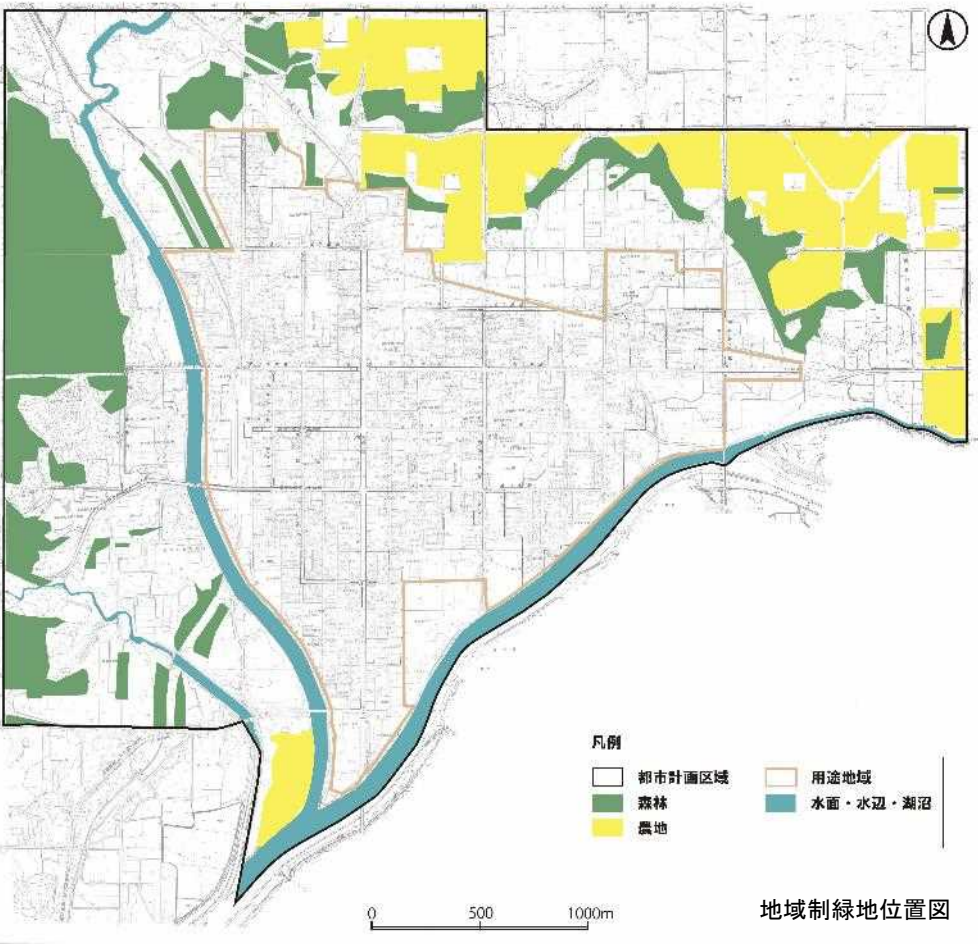
区分		①用途地域内 407.7 ha			②用途地域外 732.4 ha			①+②都市計画区域 1,140 ha			備考
		箇所数 (箇所)	面積 (ha)	用途地域内に対する割合 (%)	箇所数 (箇所)	面積 (ha)	用途地域外に対する割合 (%)	箇所数 (箇所)	面積 (ha)	都市計画区域に対する割合 (%)	
施設緑地	公園										
	都市計画公園	2	6.5	1.6	1	41.2	5.6	3	47.7	4.2	用途地域外：百年の森、旭ヶ丘公園の一部
	都市公園	11	3.0	0.7	1	9.8	1.3	12	12.9	1.1	
	小計	13	9.5	2.3	2	51.0	7.0	15	60.5	5.3	
	公共施設										
	公共施設緑地 (公共空地)	23	3.2	0.8	1	11.5	1.6	24	14.7	1.3	公営住宅公園、開発行為緑地、尻別川リバーパーク(用途地域外)
	公共施設緑地 (公共公益施設の植栽地)	18	12.8	3.1	1	61.2	8.4	19	74.0	6.5	
	街路樹	14	0.2	0.05	2	0.1	0.0	16	0.3	0.0	
	小計	55	16.2	4.0	4.0	72.7	9.9	59.0	88.9	7.8	植樹帯(樹木本数：用途地域内289本、用途地域外77本)
	民間施設緑地 (植栽地)	9	3.0	0.7	1	0.17	0.02	10	3.2	0.3	
	農地	130	28.5	7.0	327	193.8	26.5	457	222.2	19.5	
計		207	57.2	14.0	334	317.7	43.4	541	374.9	32.9	



2) 地域制緑地

- ・本計画対象区域内における地域制緑地は、農用地の他、森林法による旭ヶ丘公園北側の保安林、本計画対象区域周辺の地域森林計画対象民有林が対象。
- ・これらを合わせた地域制緑地は用途地域面積に対して0.7ha(0.2%)の緑地量で、都市計画区域に占める緑地量は341.6ha(30.0%)あり、その8割以上が農用地及び地域森林計画対象民有林、保安林である。

区分		①用途地域内 407.7 ha		②用途地域外 732.4 ha		①+②都市計画区域 1,140 ha		備考
		面積 (ha)	用途地域内に対する割合 (%)	面積 (ha)	用途地域外に対する割合 (%)	面積 (ha)	都市計画区域に対する割合 (%)	
地域制緑地	法によるもの	-	-	-	-	-	-	
	その他の法によるもの							
	自然公園地域	0	0	0	0	0	0	
	農用地区域	0	0	116.5	15.9	116.5	10.2	
	保安林	0	0	30	4.1	30	2.6	旭ヶ丘公園保健保安林ほか
	地域計画対象民有林	0.7	0.2	142.4	19.4	143.1	12.6	
	河川	0	0	52	7.1	52	4.6	
	協定によるもの	-	-	-	-	-	-	
条例等によるもの		-	-	-	-	-	-	
計		0.7	0.2	340.9	46.5	341.6	30.0	



2. 緑の管理・運用上の課題

(1) 町民ニーズに対応した公園・緑地の整備と管理、活用

- ① 公園施設の老朽化への対応

- ・都市公園の遊具等の施設では、一部で老朽化が進み、大規模な修繕が必要なものもあるため、令和3年度中に公園内の施設を点検し、新たに今後10年の「長寿命化計画」策定する予定。
 - ・利用者の多い公園と少ない公園の格差が大きく、遊具の充実度やトイレ等の有無といった機能面での差によるところが大きい。
 - ・旭ヶ丘公園のスポーツ施設が老朽化し、一部利用できないものもあるなど、各施設全体のあり方が課題。
- ② 新幹線倶知安駅開設に伴う検討の必要性

- ・新幹線倶知安駅駅周辺整備に伴い、くとさんパーク、駅前公園が現時点における整備検討範囲に係ることから、縮小・廃止・機能移転等の検討が必要。
 - ・旭ヶ丘公園における新たな活用をはじめ、管理手法・新幹線駅との連携した公園利用の検討が求められる。
- ③ 河川緑地の保全および整備・維持管理

- ・倶知安町が有する豊かな水辺環境は、町民の憩いの場になるだけでなく、動植物にとっての生息・生育空間でもあることから、緑地の確保と水辺環境の保全をしていく必要がある。
 - ・尻別川リバーパークは町民の憩いの場やレジャーの場として利用されていることから、今後それらの機能をより高めるだけでなく、安全で快適な空間を創出していくことが求められる。
 - ・災害時を想定したグリーンインフラの視点による整備を引き続き実施する必要がある。
 - ・アンケートからわかるように、尻別川リバーパークにおいては、雑草などの維持管理のあり方や利用者のモラルについて、対応の検討を要する。
 - ・倶登山川は、今後の新幹線駅開業に伴い、駅西側の水辺空間としての機能が高まってくる。

- ④ 地域特性やニーズに対応した整備と管理運営

- ・社会情勢の変化が著しい昨今、倶知安町は特に外国人移住者が多い町であることから、さまざまな町民のニーズや地域の特性を寄り多角的に把握する必要がある。
 - ・公園が抱える課題の解決のみならず、都市公園の持つ機能を発揮し、町民による積極かつ柔軟な利用の促進につなげていくため、行政だけでなく町民や事業者、活動団体等、多様な主体による公園整備や管理、運営の活性化が求められる。
 - ・アンケートにおいて、空地・広場の効用（特に「堆雪場」としての機能の確保）が期待されるが、新幹線駅開通などを受けた開発速度の加速による空地や広場の減少が考えられる。
 - ・アンケートから、レクリエーション施設や遊具などの設備の満足度が低いこと、公園を利用しない割合が高く、関心度が低いことが課題として挙げられる。既存公園内の施設の充実や居心地の良い空間の創出、管理状況の向上などきめ細やかな配慮が求められ、全体的な利用率向上につながる取り組みが求められる。
 - ・子どもたちの遊び場や住民の憩いの場という公園・緑地の役割を軸に、その他の役割や機能をより一層発揮していき地域住民にとって充実した活用ができるような取組を提案していく必要性が高まっている。



(2) 農地や森林、河川の保全と活用

- 農地

① 農業従事者の高齢化と担い手の不足

- ・人口減少と高齢化は空家や耕作放棄地にも関わるため、担い手の確保が急務。
 - ・新規就農の参入障壁が高いことから、担い手が限定され、農地の保全や維持に対し、対応できる範囲に限られる。
 - ・危険な空家および景観を損ねている空家の解消に向けて対応していくことが求められる。

② 農地の保全・維持につながる経済的支援

- ・農地の保全や維持管理や活用には、安定した経営状態が必要不可欠。
 - ・地域資源の保全および管理の推進に向け、助成や補助金なども含め、農家や地域の共同活動をサポートする体制を考える必要がある。

③ 農地の多面的機能の維持・向上

- ・農地および農業は、自然環境の保全や水源涵養、グリーンインフラ、良好な景観形成など、さまざまな機能を持っていることから、各地域で組織されている地域資源保全隊の取組を支えることで農地の多面的機能の維持・発揮を図ることが重要。

- 河川

① 河川資源を活かした、魅力的な水辺空間の創出

- ・倶知安町が誇る河川の保全のため、生物多様性、親水機能、防災機能、景観機能が発揮できる水と緑のネットワークを形成していくことが求められる。
 - ・今後、倶知安町の豊かな水辺資源をより魅力的な空間にしていいため、行政だけでなく、町民や事業者、活動団体などの視点や発想を取り入れ、さらなる利活用に向けた推進方策を講じていくことが求められる。

- 森林

① 森林伐採による自然環境への影響

- ・リゾート地における開発が拡大傾向にある中で森林伐採が広がっており、豊かな自然環境の喪失が懸念されている。
 - ・アンケートのなかで、緑の役割や機能において重要なものとして「心に安らぎを与えること」が最も多く回答されたことを踏まえ、地域資源としての緑の保全・活用を考えていく必要がある。
 - ・農地同様、グリーンインフラの機能の発揮を見据えた対策を講じることが大切である。
 - ・倶知安町の森林資源を将来にわたり保全していくために、生物多様性の形成の視点が必要。

② 業種を超えた連携体制の構築

- ・森林の一体的な保全や活用のため、林業に関わる人の経済状況がうまく循環する取組が必要。
 - ・建築土木業、林業、木材加工業などの業種同士の連携が不十分。
 - ・倶知安町に産業として木材加工が根付いていないことから、地域材活用の需要に対応しきれない。
 - ・木材や建築材が輸入に頼っている現状を解消し、豊富な地域材を活用していくため、各業種と森林組合、広域とのつながりを強めることにより、情報共有や情報発信が適切になされ、産業としての循環を築いていくことが求められる。



(3) 協働の緑づくり活動

- ① 緑づくり活動に関する情報発信の強化

- ・倶知安町の豊かな自然資源や豊富な公園・緑地資源を、これからも魅力的な状態で維持管理していくために、より広く緑づくりに関わる人を増やすことが大切であり、そのための町内外への発信の強化が求められる。
- ② 緑づくりを担う人材育成

- ・アンケートなどから町民の緑づくり活動への興味関心を的確に掴み、意欲を実際の活動へつなげていく工夫求められる。
 - ・緑づくり活動に興味関心を持っている町民など、これから地域の緑の保全及び創出に、きめ細かく対応できる積極的な活動を促進するため、中心的な役割を果たす人材を育成する環境を整える必要がある。

- ③ 行政と活動団体、町民、事業者との連携促進

- ・アンケートにおいて、既にある緑を活かした維持管理や整備が強く求められていることから、今後の管理・整備体制の充実が求められる。
 - ・緑づくり活動の活発化へ向け、自宅や商店の緑化の取組も緑づくりににおける大きな役割を担っているが、加えて人が集まって推進していく緑づくり活動への関心が高いことを踏まえた町民へのアプローチが必要。
 - ・駅前通り周辺や国道5号沿いの緑が少ないと感じている傾向が高いことや、民間施設の緑への満足度が低いことを受け、より魅力的な町の緑を育んでいくため、協働の緑づくりに向けた民間施設への働きかけが鍵となる。
 - ・緑に関する取組を推進している個人や団体等をお互いに把握し、より充実した活動や成果につなげるよう、町民や民間など各主体が協力・連携、情報共有ができる仕組みや場を作ることが必要
- ④ 公共施設の緑化

- ・アンケートから行政施設の緑の量を増やすべきという意見が比較的多く挙げられており、町の緑の充実を積極的に進めていくことが大切である。
 - ・街路樹は、冬期の除排雪における道路の管理上の課題がある。一方で、身近な緑として、街路樹の効用はアンケートからも伺える。
 - ・道路管理のしやすさ、町民の親しみやすさの観点から、街路樹を選定する必要がある。



3. 緑を取り巻く動向

（１）環境問題の深刻化	（２）SDG s の推進	（３）北海道新幹線の延伸
・近年、身近な環境問題に留まらず、地球温暖化、気候変動、オゾン層の破壊、酸性雨、海洋汚染・海洋ゴミ、エネルギー問題など、地球規模で環境を巡る多くの課題を抱えている。 ・環境問題により、生態系のバランスへの影響や、食糧問題、異常気象および自然災害の発生なども懸念される。 ・温室効果ガスにおいては、産業活動の活発化で二酸化炭素などの温室効果ガスが大量に大気中に放出され、大気中の濃度の上昇に伴う気温上昇も考えられる。 ・京都議定書では二酸化炭素をはじめとして、6種類の温室効果ガスが指定された。 ・倶知安町における二酸化炭素排出量も、年々増加傾向にある。	■「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された世界共通の目標「持続可能な開発目標（SDGs）」（平成27（2015）年開催の国連サミットで採択） ・令和12（2030）年までに達成すべき17のゴールと169のターゲットが定められており、貧困、平等、エネルギー問題、気候変動などの課題を解決するため、国も積極的に目標達成へ向けた取り組みを展開している。	■2030（令和12）年度末、新幹線駅「倶知安駅」開業予定 ・現在開業に向け整備が進められている。 ・令和2年度には、『北海道新幹線倶知安駅駅舎デザインコンセプト検討委員会』を設置。 ・令和4年策定予定の「倶知安町景観計画」でも、倶知安駅周辺の景観についての検討がされている。 ・<u>新幹線開通による期待が寄せられる一方、倶知安町駅周辺では土地売買の活発化が見受けられ、恵まれた自然環境の喪失、公共インフラへの負荷など、暮らしへ及ぼす影響も懸念されている。</u>



（４）関連計画	北海道
シーニックバイウェイ北海道〔平成17（2005）年度運用開始〕 【制度の目的と取組内容】 ・道を通して北海道独自の景観や自然などの地域資源を活かし、美しく個性的な北海道の環境づくりの実現を、地域と行政が連携して目指す施策です。令和元（2019）年現在で、13の指定ルートがあり、倶知安町も支笏洞爺国立公園とニセコ積丹小樽国定公園を走行する支笏湖洞爺ニセコルートに含まれている。指定ルートでは、沿道の植栽や清掃活動、各種ツアーやイベントなど、「美しい景観づくり」・「活力ある地域づくり」・「魅力的な観光空間づくり」に取り組む様々な活動が実施される。	羊蹄山麓広域景観づくり指針〔平成18（2006）年策定〕 【羊蹄山広域景観づくりの目的と基本方針】 ・羊蹄山麓地域(蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町)において、行政界を越え広域に広がっている美しい景観を協力して守り、育て、魅力ある地域を創造し、未来へ引き継いでいくための目標と、美しい森林景観の保全や豊かな水辺景観の推進、新たな田園風景の創出、自然や風土・気候を大切にした街並づくりなど、山並景観、水辺景観、田園景観、沿道景観、市街地景観、観光地景観における方針が掲げられている。

倶知安町

上位計画 第6次倶知安町総合計画〔令和2（2020）年度策定〕 【目指す町の姿（将来像）】 いつまでも住み続けたい町“くっちゃん” 【重点施策】 ○交流エリアとしての質を高める ・羊蹄山・ニセコ連峰の環境保全 ○帰ってきたくなる故郷（まち）にする ・自然の恵みを活かしたまちづくりの推進 ・倶知安らしい魅力を備えた質の高い住生活 ○住みたくなる都市（まち）にする ・豪雪の町でも暮らしやすい克雪の取り組みの充実 ○新幹線・高速道路によって人と地域がつながるまちにする ・まちの賑わいを生かしてつなぐ土地の利用 倶知安町都市計画マスタープラン〔平成30（2018）年3月策定〕 【都市の将来像】 ふれあい豊かに質の高い暮らしと文化があるまち ～多様な人が集い・にぎわい豊かな、 未来へ飛躍する自然と共生するまち～ 【基本目標と方針】 ○市街地を取り巻く自然環境の保全 ・多面的機能を持つ優良農地の保全 ・健全な森林環境の保全 ・うるおいある水辺環境の保全 ○広大な自然景観の保全 ・羊蹄山・ニセコ連峰の眺望保全 ・周囲の景観と調和する開発の誘導 ・尻別川の水辺景観の保全 ○身近な緑の保全と創出 ・拠点的な公園等の機能維持 ・身近な公園・緑地の保全・整備 ・市街地内における緑化の推進	観光振興計画〔令和2（2020）年3月策定〕 【ビジョン】 観光で「地域」が元気になる 【戦略】 ※緑の基本計画と関連する箇所 戦略2 リゾートの魅力向上 ④農業と観光の連携 ・地元食材を町内の宿泊・飲食業の提供する仕組みを構築するだけでなく、水田に映し出される「逆さ羊蹄」、じゃがいもの花、緑の中の麦畑などの田園風景を本町、北海道の自然美を象徴する風景として、保全・活用する ⑤水辺景観の保全と活用 ・尻別川においては、水と緑の水辺景観の保全を図りつつ、水辺の魅力を感じられる親水空間として、関係機関と連携しながら維持を図る 戦略3 滞在環境の向上 ③トレイル（歩行者・自転車）ネットワークの形成 ・沢・川を利用した散策路や森林を散策できるトレイルコースなどの整備 倶知安町環境基本計画〔平成18（2006）年3月策定〕 【基本理念】 協働で創造する、自然生態系に即した循環と共生のまちづくり 【プロジェクト】 ※緑の基本計画と関連する箇所 「環境を見直すはじめての一步」プロジェクト A:クトサン川と硫黄川の自然の循環を再生する（北部地区） B:羊蹄とニセコの森の機能を再生する（南西部） C:水田と百年の森の生態系を再生する（東部地区） D:街路樹と花で市街地景観を再生する（市街地区） E:多様な野生生物種の生息状況を調べる（全域）	関連計画 倶知安町公共施設等総合管理計画〔平成29（2017）年3月策定〕 【公園施設等の管理の基本的な方針】 ※緑の基本計画と関連する箇所 ・施設の老朽度を適宜把握しながら、避難施設等の位置づけや利用状況などをふまえ、今後の施設のあり方、改修等の対応方針を検討 ・公園施設は、「倶知安町公園施設長寿命化計画」の方針に基づいて、施設の延命を図る。 ・その他の施設については、遊休施設も含め、地域の資源として施設を有効に活用していくことを基本的考えとしながら、利用状況やニーズをふまえ、可能な施設については総量の削減に努める。 地球温暖化対策実行計画〔平成19（2007）年度策定〕 【温室効果ガスの排出抑制の取組】 ※緑の基本計画と関連する箇所 重点行動8 良好な水環境や緑化の推進 ○町民・事業所（者）の実施する行動 ・家・事業所・店舗などの敷地内、周囲などに緑を増やし、また良好な水環境を創出していきますよう ・町が実施する植林事業などに積極的に参加しましょう ・町内会などが毎年実施している「花いっぱい運動」に積極的に参加しましょう ○倶知安町の普及促進策 ・「花いっぱい運動」をこれからも推進していきます ・倶知安町に桜並木をつくるため、桜の木のオーナーを募集し、植樹を実施します ・一般廃棄物処理基本計画の生活排水部門の計画に基づき、都市計画区域外の合併浄化槽設置を推進して、良好な水環境の保全に努めます 倶知安町子どもプラン〔平成27（2015）年3月策定〕 【基本理念】 ふれあい豊かに 質の高い暮らしと 文化があるまち 【施策と目標】※緑の基本計画と関連する箇所 施策④子育てを支援する生活環境の整備 ○子どもの遊び場の整備 ・子どもの遊び場（公園等）について、倶知安町公園施設町寿命化計画に沿って老朽化した施設の健全度を把握し、定期点検等により安全性を確保。 ・社会資本整備総合交付金等を活用し、旭ヶ丘公園わんぱく広場の大型木製複合遊具等、各種公園施設を計画的かつ効率的に改修・更新。
--	--	---

4. 評価の整理

(1) 前計画の概要（前計画計画の概要より抜粋・一部編集）

「倶知安都市計画区域緑のマスタートプラン」という都市計画の指針に基づき倶知安町の緑の保全や整備を進めてきたうえで、「緑の基本計画」創設の背景と趣旨を踏まえ、上位計画や関連計画との整合性を図りつつ、倶知安町における公園緑地等の適正な配置及び緑化の推進など、緑全般についての将来的なあるべき姿とそれを実現するための施策を総合的かつ横断的に推進することを目的としています。

(2) 前計画の評価

1) 都市計画区域における緑地の整備目標の達成状況

前計画策定時(平成19(2007)年)時点で設定した目標年次の目標値を踏まえ現況のボリュームを再精査したところ、左の表のようになりました。

結果的に、施設緑地及び地域制緑地ともに目標値を超える数値となっていますが、公共施設及び民間施設など前回含まれていなかった要素がが追加したため、目標値を大幅に達成する数値が出ていることが考えられます。

今後は、次回の改定時に適切な緑地量の変化比較が可能となるよう、現状を踏まえた上で数値の設定をしていきます。

項目	前計画						達成状況	
	平成19年度		目標値				令和3年度	
			中間年次 (平成30年度)		目標年次 (平成40年度)			
	整備量(ha)	㎡／人	整備量(ha)	㎡／人	整備量(ha)	㎡／人	整備量(ha)	㎡／人
施設緑地計 ※1	72.12	54.3	81.58	61.8	82.33	61.6	152.4	122.9
地域制緑地計※2	144.32	108.6	144.32	109.3	144.32	108.0	225.1	181.5
都市計画区域人口(人)	13,286		13,200		13,360		12,400 ※3	
※1 施設緑地計は、街路樹と農地を抜いた数値 ※2 地域制緑地計は、農用地区域を抜いた数値 ※3 令和元年度の都市計画区域人口は、令和2年3月31日の人口								

2) 主な施策の取組状況

基本方針の具体的方向において、おおむね取り組みがなされていますが、緑化活動の推進、街並み景観の形成、緑地の整備など、取り組みが不十分なものもありました。

基本方針に対する施策の計画的かつ確実な実行力が課題といえるため、今後は行政のみならず各主体と連携した取組が求められます。

基本方針	基本方針の具体的方向	内容	取り組み状況
①公園・緑地に関する方針	○拠点となる公園・緑地の配置 (旭ヶ丘公園、百年の森公園、尻別川河川緑地)	将来都市構造(都市マス)で位置付けられている旭ヶ丘公園をスポーツ・レクリエーション拠点、百年の森公園を憩いとふれあいの拠点、尻別川河川緑地(施設整備部分)をレクリエーション拠点として配置し、町民の多様なレクリエーション需要に対応した交流とふれあいの場づくりに努めます。	各拠点の考え方に沿った整備維持管理を行った。 ・平成23年 パークゴルフ場拡張
	○多様な機能を有する公園・緑地の配置 (街区公園、近隣公園、都市緑地)	市街地内での公園整備状況や地域・地区における町民の利用状況などに配慮しながら、憩いとうるおいのある交流空間となるような多様な機能を有する身近な公園・緑地の整備を図ります。	各公園の機能維持に努めた
	○身近な緑地の保全 (公共施設、社寺林)	○良好な緑地の保全 市街地内における社寺林、公共施設の植栽地は市街地環境を良好な緑として維持するとともに、身近な自然的環境を有していることから、その良好な緑地環境を町民との協働で保全に努めます。 また、河川については、各種維持事業との調整を図りつつ、良好な水辺空間の保全に努めます。	社寺林に大きな変更は見られなく、公共施設緑地も概ね維持された。 ・令和元年度 倶知安高校前樹林帯を宅地分譲
②都市緑化に関する方針	○土地利用に応じた緑化の推進 (住・商・工業系地域別に応じた緑化推進)	・住宅地 → 町民がうるおいとやすらぎを享受できるよう、一体的で個性と特色ある緑化を計画的に図ります。また、生け垣やガーデニングなど、町民の自主的な緑化活動と協働での促進に努めます。	住宅地における各戸でのガーデニングなど、身近な緑を好む町民は多く見られる。 ・令和2年度アンケート 自宅の緑化39.6%
		・商業地 → 賑わいの中で、緑豊かで彩りのある魅力的な商業地となるような緑化に努めます。	商業地における積極的な緑化を推進する取り組みは行われなかった。
		・工業地 → 周辺の自然環境及び住環境に配慮しつつ、工場立地法に基づいた工場の外周や駐車場等の緑化促進に努めます。	工場立地法に基づく工場の新たな建設はなかった(評価不能)
	○公共公益施設における緑化の推進 (道路・公園・公共施設の緑化推進)	・交通体系 → 道路整備と連動し、自然・社会・景観などの沿道条件に配慮した街路樹や花などの緑化を図ります。	メルヘン通りの街路樹(エゾヤマザクラ)は傷みやすく、除雪時に痛めてしまうなど、管理の難しさがあった。 街路樹の無くなった植樹樹では町内会や地先の住民が花壇として潤いづくりを行っているところが多く見られる。 北7条通街路整備(平成28年度～整備中)においては、冬期の道路除雪の管理の観点から、街路樹の配置を断念した。
		・公 園 → 公園の種別や配置されている地域・地区の自然的・社会的条件や冬季除排雪の現況など周辺の住環境などに配慮し、地域・地区のシンボルとなるような緑化に努めます。	従前の維持に努めた。
		・公共施設 → 学校、保健・医療・福祉施設、文化施設、公営住宅など、公共施設の種別や規模に応じ、町民の憩いとやすらぎの空間となるような緑化に努めます。	既存施設は緑化維持に努めた。新設の公共施設においても、緑地・緑化を計画的に配置するよう努めた。 ・令和3年度 倶知安町役場新庁舎 前庭 植樹10本
③都市景観の保全	○緑化活動の推進 (町民・事業者・行政が一体となった緑化推進体制と参加できる場の提供)	様々な緑化活動の推進と緑化意識の高揚を図るため、町民・事業者・行政が一体となって緑化推進体制の充実を図るとともに、緑化に関する計画・事業に対して町民・事業者が参加できる場の提供を図ります。特に緑の維持・管理については行政だけではなく、広く地域住民が参加するシステムづくりが求められます。	花と緑のまちづくり推進活動やシーニックバイウェイ活動など、住民主体による従前の取り組みが維持されており、町民への広報周知活動に努めたが、積極的な緑化推進体制を図るまでには至らなかった。
	○自然景観の保全 (田園景観や水辺景観の保全)	・森林・田園景観 → 樹林地や農地が連続する田園景観は、やすらぎとうるおいのある市街地周辺の貴重な景観として保全を図ります。 ・水辺景観 → 尻別川、倶登山川などの河川は、憩いとうるおいを享受する良好な水辺空間であることから、水と緑が調和した水辺景観としての保全を図ります。	営農地帯では、地域資源保全隊による景観づくり活動が行われている。 河川管理者による河畔林の適正な管理が行われた。
	○街並み景観の形成 (地域・地区の個性を活かした街並み景観の形成)	季節ごとのにぎわい感や地域・地区の歴史・文化などの特性や個性を醸し出せるよう、道路景観を中心とした街並み景観形成を目指すとともに、景観形成の先導的な役割を果たすよう、民間建築物や屋外広告物などの適切な誘導に努めます。 また、まちの顔となる中心市街地においては、にぎわいと憩いを感じるとともに、交流の中心となり、本町を代表する、または本町のイメージを表すような景観形成に努めます。	緑を生かした街並み形成の具体の取り組みは行っていない。今後の景観計画のもとで取り組むこととする。
	○景観形成活動の推進 (都市景観形成活動への町民参加の場の提供)	景観に対する価値観や評価は多様なものであるため、景観形成の施策を進める際には、町民・事業者・行政が十分に議論し、共に理解した上で、協働・創意工夫による都市景観形成活動ができるような町民参加の場の提供を図ります。	市街地における景観形成の活動は行われなかった。今後の景観計画のもとで取り組むこととする。

- 緑を取り巻く動向、緑の機能・役割の新たな視点、町民アンケート調査、緑地量、検討会議等の結果を踏まえ整理した倶知安町の緑に関する現状と課題等から、以下のように倶知安町の緑に関する基本理念と基本方針を案として整理しました。
- また、基本方針を確実に実現するため、本計画における目標水準も整理し検討いたしました。

1. 基本理念

基本理念(たたき台)

みんなで育む みどり豊かに 健やかなまち

- 倶知安町が有する緑は、羊蹄山やニセコ山系、尻別川などの地形が育んできた圧倒的な大自然と、町の形成にあたって育んできた公園や緑地、街路樹などの緑があり、それらは町のアイデンティティとして町民の暮らしに深く関わっています。それらの緑が連なり、響き合うまちなみこそが、自然豊かな「倶知安町らしさ」を際立たせ、町民の暮らしをより快適に健やかにしていくものと考えます。
- 豊かな自然の保全や活用、公園・緑地等の整備や活性化に加え、町民一人ひとりの緑づくりへの意識により、緑の質が向上し、倶知安町の緑をより一層創造していくことを目指し、基本理念とします。

2. 基本方針

基本方針1

町民の身近な利用につながる公園・緑地づくり

倶知安町の市街地には複数の公園施設があり、町民一人当たりの公園面積も他都市に比べ大きいと言えますが、時代の変化とともに社会や地域住民のニーズは変化し、公園が有する様々な機能を発揮・向上させていく必要があります。

町民が身近に緑を感じることができ、暮らしに潤いを与えられる場となるよう、町民が利用しやすい公園・緑地づくりを目指します。

居心地の良い空間

日常的な利用

親しまれる遊具

防災機能

堆雪場の機能

基本方針2

倶知安町を象徴する豊かな農地と森林、河川の保全と活用の促進

倶知安町の市街地は周囲を農地や森林が囲み、尻別川やクトサン川など河岸段丘の上が形成され、自然に支えられたまちです。

背後に雄大な山なみを望む農地は、四季により様々な変化を見せ、森林や河川は水源涵養や多様な生物の生息環境となっており、これらが織りなす風景は倶知安町を象徴する豊かな緑の形成によるものです。

これらの緑を次世代に残すため、より適切に保全し、自然資源としての活用を促進することで、倶知安町の緑の基盤を支えていきます。

緑の基盤と骨格

景観づくり

グリーンインフラ(防災機能)

住民とのつながり

産業連携

基本方針3

町民の積極的かつ協働による緑づくり活動の推進

公園や道路などの公共空間においても町民などによる自主的な植栽活動が行われいるなど、現在、町内では様々な緑づくりの活動が実施されています。

これらの活動により、緑豊かなまちなみが形成されるだけでなく、活動を通じた交流が町民のつながりを育むことにもつながります。

緑を通し、活気ある倶知安町となるよう、緑づくりにつながる場の提供や、各主体が連携した活動を進めていきます。

暮らしの潤い

緑を通じた交流

景観づくり

地域への愛着

公共施設の緑化

3. 目標水準

(1) 緑地確保目標水準

■目標年次 令和24年

区 分	施設緑地	地域制緑地
都市計画区域に対する割合	〇〇ha	〇〇ha
用途地域に対する割合	〇〇ha	〇〇ha
(備考)	(用途地域内の農地を除く)	

(2) 基本方針ごとの目標水準

基本方針1

項目	現況	目標
〇〇〇〇		
〇〇〇〇		

例) 公園の利用率の向上
※R2アンケート よく利用10.3% ときどき利用27.6%

公園利用の満足度向上
※R2アンケート 満足14.1% 多少満足27.6%

基本方針2

例)

項目	現況	目標
〇〇〇〇		
〇〇〇〇		

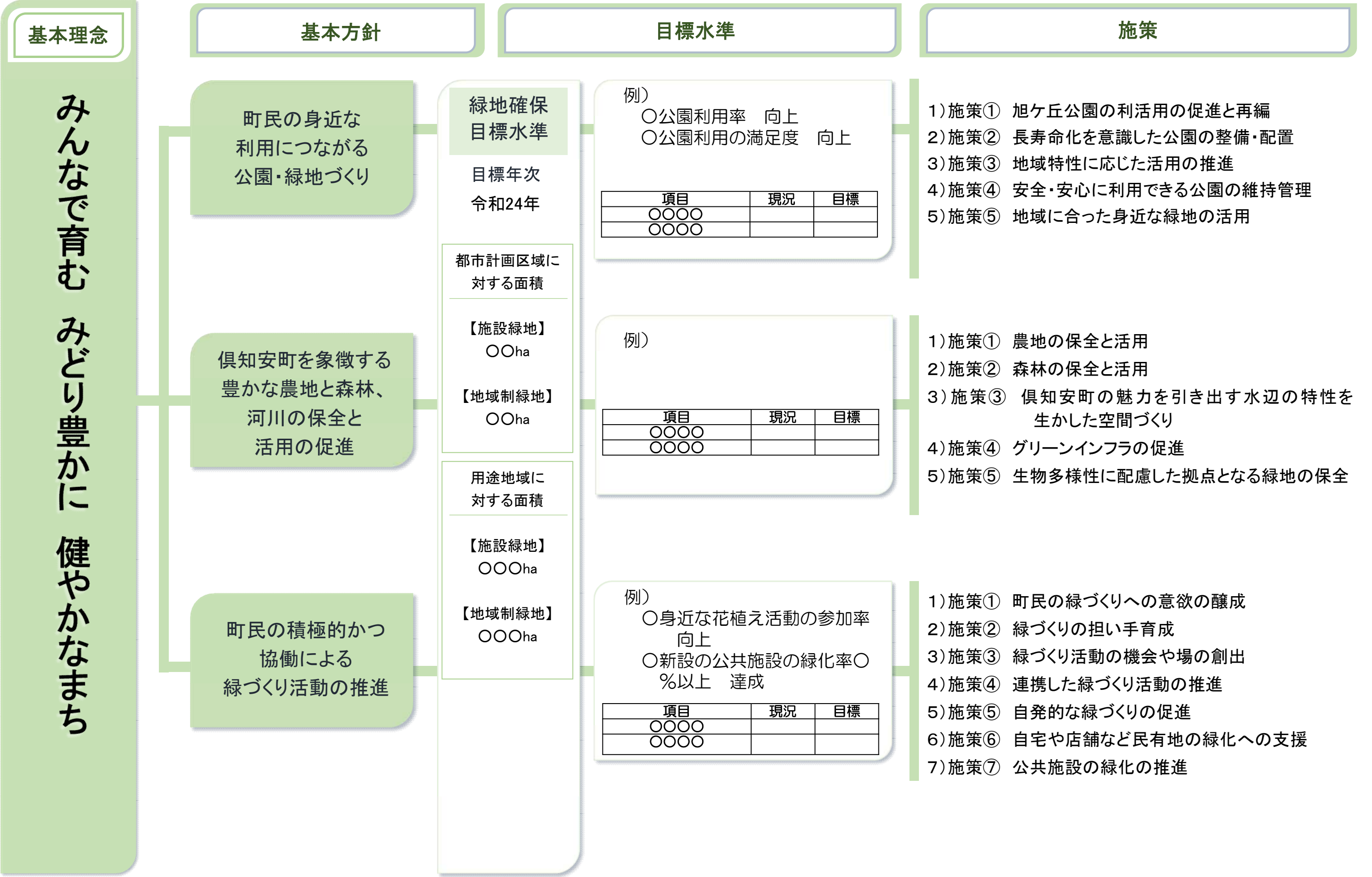
基本方針3

項目	現況	目標
〇〇〇〇		
〇〇〇〇		

例) 身近な花植え活動の参加率の向上
※R2アンケート 参加している12.2% 参加したい21.3%

新設の公共施設の緑化率〇%以上の達成

4. 体系



5. 施策

- 基本理念を実現していくための方策として、それぞれの基本方針に沿った施策案を整理しました。

基本方針1	町民の身近な利用につながる公園・緑地づくり
-------	-----------------------

1) 施策① 旭ヶ丘公園の利活用の促進と再編

- 新幹線倶知安駅開設に伴う旭ヶ丘公園における新たな活用の検討、管理手法、駅との連携した公園利用の検討。
- 老朽化したスポーツ施設の再編・再構築の検討。

2) 施策② 長寿命化を意識した公園の整備・配置

- 倶知安町公園施設長寿命化計画と整合性を図り、老朽化した公園施設の整備の推進。また、維持管理費の削減につながる施設の検討。
- 身近なレクリエーションの場として、幅広い世代に親しまれる健康増進につながる公園づくり。
- 公園施設の緑化を図り、四季を感じ倶知安を象徴する樹木を植栽するなど、利用者の居心地の良さを感じる質の向上を意識した整備。
- 清潔なトイレの整備や美化、ユニバーサルデザインの導入等、利便性の向上を意識した拠点性の高い公園づくり。
- 子育て世代が利用しやすい都市公園ストックの機能や配置の再編を検討。
- 新幹線駅に伴い整備する駅前広場は、羊蹄山への眺望と緑の演出によるおもてなしの雰囲気、人々が滞留し非日常の賑わいが生まれる空間を創出する。

3) 施策③ 地域特性に応じた活用の推進

- 快適に安全に公園利用ができる環境を整え、公園の利用率を高める工夫として、地域住民や関連団体の意見を把握しニーズに応えた公園・緑地にしていくための柔軟な活用方法を検討。
- 子育て世代が利用しやすく、多世代が多様性のある活動ができるよう、遊具や健康器具などの充実に加え、子育てや健康増進につながる公園機能の強化を図る。
- 降雨時や積雪期においても子どもたちを遊ばせることができる施設の検討。

4) 施策④ 安全・安心に利用できる公園の維持管理

- 定期的な草刈りなどの植栽管理に加え、休憩施設や修景施設、街灯等の設備、遊具等不具合がないか定期的に点検をし、必要に応じて修繕するなど、安全な公園施設の維持管理に努める。
- 避難場所となる公園や緑地などは、適正な防災機能の維持に努め、防災機能を高める。
- 街灯の修繕や園内の死角の解消等、防犯面を高め、年代問わず安心して利用できるよう維持管理に努める。

5) 施策⑤ 地域に合った身近な緑地の整備・活用

- 開発行為による法定緑地は、堆雪場の確保を前提とした配置、面積を確保する。

基本方針2	倶知安町を象徴する豊かな農地と森林、河川の保全と活用の促進
-------	-------------------------------

1) 施策① 農地の保全と活用

- 国の補助金等を活用した耕作放棄地や担い手不足を解消する取り組みを推進。
- 農業就業者や農業に携わる人への継続的な活動の支援により、持続的な農地の保全と維持管理体制を構築。
- 住民と農業者のつながりを深め、倶知安町における農業文化への理解を促し、農業の継承につなげる。
- 地域の環境保全、景観づくりの活動を行っている地域資源保全隊を支える。
- 倶知安町の農業を広く知ってもらい、活用していくことで継続的な農地の維持につながることから、観光客による農業体験やグリーンツーリズム、リゾート地への農産物の供給など、観光との結びつきを高める。

2) 施策② 森林の保全と活用

- 開発行為や建築行為における緑化を積極的に推進し、リゾート開発に伴う森林伐採を抑え、質の高いリゾート地の創出を進める。
- カーボンオフセットの取り組みなど、森林保全につながる活動を支える。
- 国有林・道有林・町有林においては今後も適切な森林の維持管理に努めるほか、国立公園や国定公園内においては、自然とのふれあいや環境学習の場、自然観察などの場としての活用を検討。
- 間伐材や剪定枝の有効活用を図り、業種を超えた連携による自然資源の活用を目指す。
- 林業就業者や森林に関わる人への継続的な支援により、持続的な森林の保全と維持管理体制を構築。
- 町民やボランティア団体との協働による環境共生型の森づくりの推進に努める。

3) 施策③ 倶知安町の魅力を引き出す水辺の特性を生かした空間づくり

- 国・北海道・町・近隣市町村・関連団体が連携・調整しながら河川法等の法令に基づく水質保全などの適正な環境保全対策の充実を図る。
- 河川緑地における草刈りや自然環境に配慮した治水対策を検討し、良好な自然環境の保全に努める。
- 河川沿いはアクティビティや散策など、憩いの空間として親しまれているため、水と緑が調和した空間づくりを図る。

4) 施策④ グリーンインフラの促進

- 自然が有する水資源かん養、土砂流出防止、保健休養などの公益的機能、防災・減災機能を発揮できるようグリーンインフラの視点による森林・農地の活用を検討。

5) 施策⑤ 生物多様性に配慮した拠点となる緑地の保全

- 多様な生物の生息地としての緑を保全し、今後も倶知安町の自然環境のバランスが良好に形成されるよう、生物多様性の保全を意識した水と緑のネットワークづくりを検討。
- 農業被害が懸念され生態系のバランスを脅かす特定外来種や有害鳥獣に対し、適切な対策を検討。

5. 施策

基本方針3	町民の積極的かつ協働による緑づくり活動の推進
-------	------------------------

- 1) 施策① 町民の緑づくりへの意欲の醸成
 - 町民の緑への意識の醸成のため、大人から子どもまで対象にした自然教育の機会の創出を図る。
 - 町のホームページやパンフレットなどにおいて、町内の公園案内、身近な緑や町内の緑を巡る散歩コースなどの紹介を推進する。
 - また、公園の利用方法や緑づくり活動を実践している活動団体によるイベントなどについての情報発信を推進し、広く町民が活動に参加できる機会を伝える。
- 2) 施策② 緑づくりの担い手育成
 - フラワーマスター認定者制度等の活用などを通し、植物の育成管理の知識や技術、植栽などについて知る機会づくり、緑を適切に維持管理していくための緑づくりの担い手の育成を支援・確保。
 - 豊かな自然環境を引き継いでいくため、倶知安町農業高校をはじめ教育機関との連携により、子どもたちから広く町民全体に環境学習や緑づくりについて学ぶ機会を創出し、将来の倶知安町の緑を担う人材を育成。
- 3) 施策③ 緑づくり活動の機会や場の創出
 - 花いっぱい運動や園芸市、シンポジウム、環境学習や花植え・植樹・農林業体験などのイベント等、緑に関するイベントの開催を検討し、楽しく緑づくりに関われる機会を創出。
- 4) 施策④ 連携した緑づくり活動の推進
 - 町民や事業者、活動団体、行政などの様々な主体との連携により、緑づくりの取組を推進。
 - 緑づくり活動に携わる個人や団体等の情報交換や交流の機会を創出し、町内行政部署間においても緑づくり活動につながる情報を共有することで、連携体制の確立とネットワーク構築につなげる。
 - 「市民緑地設置管理計画の認定制度」や「Park-PFI」等により、民間の公園管理や運営への参画が可能になったため、これらの制度を活用した緑づくりを検討。
 - 緑豊かなまち並みの景観形成を促進するため、景観法や景観計画、北海道における北海道美しい景観のくにつくり条例や北海道野外広告物条例との整合性を図ったうえで、適切な緑の誘導に努める。
- 5) 施策⑤ 自発的な緑づくりの促進
 - 町内における緑化活動が活発になり、地域住民の交流の場としても機能するよう、町内会活動やシーニックバイウエイの活動など緑づくり活動を支える。
 - 事業者に対し、環境保全・景観づくりの視点による地域の緑づくりへの取り組みを促す。
- 6) 施策⑥ 自宅や店舗など民有地の緑化への支援
 - それぞれの住宅や商業施設等の民有地において、植栽や花壇等が増加し、暮らしを彩る身近な緑が増えるよう、緑化を推奨。
 - 各家庭や事業所においても、景観計画と連動した緑化を推進する。
- 7) 施策⑦ 公共施設の緑化の推進
 - 街路樹や花壇、公共施設の緑化における緑の空間の充実を図るため、倶知安町農業高校やフラワーマスターなどの活動団体と協力した取組を推進。
 - 緑化により賑わいのあるまちなみを形成するため、役場や公民館、学校など、公共公益施設の敷地および街路樹 など公共の場では、施設の道路に面した部分や駐車場、入口部等の緑化を推進し、倶知安町を象徴する樹木や花の植樹を勧め、適正な管理に努める。

1. 公園緑地、公共施設緑地の現状整理

